

既存の分譲マンションに係る附置義務駐車台数を緩和する際の手続きの流れ

① 管理組合が駐車場管理運営計画等の案を作成

区分所有者に対し、今後の駐車場利用意向等を調査した上で、駐車場管理運営計画、管理規約及び駐車場使用細則の案を作成します。

② 管理組合が区へ事前協議を申請

事前協議提出書類一覧をご確認ください。

③ 区が管理組合に事前協議が終了した旨を通知

区は、所轄警察署等の意見を照会した上で、申請図書を審査し、認定基準に適合していると判断した場合は、事前協議の終了を管理組合に通知します。

④ 管理組合が駐車場管理運営計画等について集会で決議

管理組合は、区との事前協議が終了した駐車場管理運営計画、管理規約及び駐車場使用細則について集会の決議で決定します。

⑤ 管理組合が区へ条例第19条の2に基づく認定を申請

認定申請には集会の決議で決定した駐車場管理運営計画、管理規約(写)及び駐車場使用細則(写)を提出してください(正本1部、副本1部)。

⑥ 区が管理組合に附置義務駐車台数を減免する認定を通知

自動車保管場所に係る届出等、他法令の手続きが必要な場合があります。

⑦ 管理組合が駐車場管理運営計画に基づき駐車場を管理

駐車場管理運営計画等の変更が必要な場合は、再度①から⑥の手続きを行う。

※認定申請先の区分 (1)東京都建築指導課:区内の床面積1万m²を超える建築物

(2)豊島区建築課:区内の床面積1万m²以下の建築物

(参考)東京都駐車場条例の駐車施設の附置義務の対象となる共同住宅

対象区域:駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域のいずれか

対象面積:延べ床面積 2,000 m²超え(自動車及び自転車の駐車の用に供する部分を除く)